

福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年4月20日)

【 件 名 】

- 1 鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑の譲渡条件の検討について
(福祉保健課、障がい福祉課、長寿社会課)・・・1
- 2 福祉保健課における不適切な事務処理について
(福祉保健課)・・・2
- 3 第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催日の決定について
(障がい福祉課)・・・4
- 4 「ウィメンズ・ヘルス・アクション宣言」について
(子育て応援課)・・・5
- 5 えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の活動状況について
(子育て応援課)・・・6
- 6 子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について
(子育て応援課)・・・7
- 7 定期予防接種の広域化の開始について
(健康政策課)・・・9
- 8 鳥取県ドクターヘリの運航開始及び運航実績について
(医療政策課)・・・10
- 9 大阪薬科大学、鳥取県及び（公財）ふるさと鳥取県定住機構の薬学生就職支援に関する協定の締結について
(医療・保険課)・・・12
- 10 個人情報等を含む書類の誤送付について
(西部総合事務所福祉保健局)・・・15

福祉保健部

平成30年4月20日
福祉保健課
障がい福祉課
長寿社会課

公の施設にかかる平成31年度からの運営のあり方検討の中で、鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園、皆生尚寿苑については、県財政上の観点及び福祉施設としての機能上の観点からの整理を終えたことから、今後は民間譲渡を前提に、譲渡条件を検討中です。

I 譲渡条件

手続的事項

- 1 契約形態（随契・公募）
公募とする。現行指定管理者以外にも施設運営できる法人が存在する可能性があるため。
- 2 譲渡先法人の範囲（県内・県外）
県外法人による応募も可とする。適切な処遇ができることが最重要であり、県内法人に限る必要はないため。
- 3 譲渡対象
土地・建物とも、原則、現行指定管理と同じ範囲とする（土地も譲渡対象とする）。

機能的事項

障がい者福祉、高齢者福祉に今後とも必要な施設であることから、県立施設として担ってきた機能とともに、施設運営の安定性・継続性を担保することが必要。

- 1 県立施設として担ってきた機能の承継
鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園については、要介助高齢知的障がい者、強度行動障がい者を中心とした支援のあり方等、諸課題の検討・実践の状況を、研修会・学会等の場で県と共有できるよう、譲渡条件として協力を求める。
- 2 福祉施設としての運営の継続
 - ・障がい者施設の廃止・休止は届出制。（障害者総合支援法第83条、社会福祉法第64条）
鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園については、公法に基づく届出のみで休廃止とならないよう、契約に基づく約束として県との事前協議を譲渡条件として義務付ける。
 - ・養護老人ホームの廃止・休止は認可制（老人福祉法第16条）のため、契約に基づく特段の措置は不要。
- 3 利用者環境の激変緩和
鹿野かちみ園・鹿野第二かちみ園については、知的障がい者の中でも重度者、強度行動障がい者を処遇する施設であることから、直接処遇職員の大幅な変更とならないよう、現職員の継続雇用について配慮することを譲渡条件とする。

予算的事項

- ・平成17年4月1日譲渡にあたっては、（社福）鳥取県厚生事業団の独立経営化にかんがみ、職員人件費激変緩和などのための県予算措置を実施したが、今回は当該事情はないため、特段の県予算措置は行わない。
- ・譲渡対象土地に、登記上、国有地・市有地が含まれていること、現在は使用していない廃屋等が存在することから、引き渡し期日までにこれらを整理・除却等する必要がある。

II 今後の予定

- | | |
|---------|-------------------------|
| 平成30年4月 | 財産評価審議会（土地建物売却価格の審議） |
| 5月 | 公告 |
| 6～7月 | 譲渡先の選定 |
| 9月 | 譲渡にかかる議案を上程 |
| 平成31年4月 | 譲渡先による管理運営開始 |
| | ※譲渡先が決まらない場合、指定管理を継続する。 |

福祉保健課における不適切な事務処理について

平成30年4月20日
福祉保健課

福祉保健課において不適切な事務処理が行われていたことが判明しました。今後、このようなことが起きないように、再発防止の徹底に努めます。

1 事案の概要

福祉保健課において、平成29年度中に以下の文書手続と支払手続に誤りのある事務処理が行われていた。

<決裁をとらずに公印を使用して文書を作成し、業務を行かせた事案>

- A 生活保護システム保守管理契約書（H29.4.1付、知事印、契約額3,753,000円）
生活保護システムを作成した事業者と当該システムの保守管理契約について契約を締結するに際して、H29.5月頃に決裁をとらないまま知事印を押印した。
- B レセプト管理システム保守管理契約書（H29.4.1付、知事印、契約額1,036,800円）
レセプト管理システムを作成した事業者と当該システムの保守管理契約について契約を締結するに際して、H29.5月頃に決裁をとらないまま知事印を押印した。
- C 生活保護システムのネットワーク分離対応改修の見積依頼文書（H29.6.19付、課長印）
Eの業務に関連し、ネットワーク分離改修の契約の相手先事業者への見積依頼に際し、H29.6月頃決裁をとらないまま課長印を押印した。
- D 国に発出した生活福祉資金原資返還額報告文書（H30.2.28付、知事印）
返還額の国への報告処理が遅れたため、H30.3月に決裁をとらないまま知事印を押印し国に送った。

<Cに関連し、契約書を作成せず、業務を行かせた事案>

- E 生活保護システムを作成した事業者と当該システムのマイナンバー対応及びネットワーク分離のための改修について正式な契約手続を行わないまま業務を進めさせ、完了させたもの。
（契約額：マイナンバー1,090,800円、ネットワーク分離1,247,400円）

<Bに関連し、私費で支弁した事案>

- F Bの契約書に基づく毎月の請求書について、H29.4月～H30.1月の10カ月分（864,000円）を私費で支弁していたもの。

2 発覚の経緯

- ・H30.3/27に担当職員（男性、20代）が体調不良を訴え、年度末まで休暇を取ることとなった。
- ・同日、職員が帰宅後に事業者が福祉保健課に契約書を取りに来られたことから、Eの事案について契約書が作成されていないことが判明した。
- ・3/28～30にかけて、職員の残務整理を他の職員が行う中で、A～D及びFについても不適切な事務処理の疑いが生じたため、3/30に本人を呼び、事情を確認したところ、不適切な事務処理の事実を認めた。
- ・その後4/3～6にかけて、職員の関わった事務処理で他に不適切なものがなかったかどうか確認したところ、新たなものは判明しなかった。
- ・事業者（2社）に対しては、4/2に事情を説明した。

3 事案の事後処理の状況

(1) 生活保護システムとレセプト管理システムのH29保守管理契約の支払い

決裁を経ずに作成した契約書の内容に誤りはなかったことから、これを追認し、契約に基づき

全額を支払う手続を進めている。

(2) 生活保護システム改修業務の支払い

契約書が作成されていないことから、業者から徴していた見積書の金額の妥当性を精査し、業務が適正に完了しているかを改めて検査した上で、支払手続を進める。

(3) 私費支弁の処理

相手事業者には、私費負担分の職員への返金について了解を得ており、県から改めて事業者に全額を支払う手続を進めている。

4 原因と再発防止策

(1) 特定の時期に職員の業務が増大

公印の不適切な使用を行った当時、職員は生活保護システムのマイナンバー対応及びネットワーク分離改修の調整業務に追われつつ年度当初の他業務も重なって事務が増大し、円滑な事務執行が困難であった。また、上司や他の職員が、当該職員の業務過多の状況について十分把握できていなかった。

- ⇒ ・当該職員の後任の職員について事務分担を軽減するとともに、生活保護システム等システム関連業務について補助職員を付け、複数の職員で業務を遂行する体制を新たに講じた。
- ・次年度以降、システムの年間保守管理契約等毎年の定型的な契約業務については複数年契約として事務の軽減を図る。
- ・勤怠システムで職員の時間外勤務の状況を定期的に確認し、職員の業務過多の状況等の早期発見に努める。

(2) 組織として業務の進捗管理が不十分

職員の担当する生活保護システム関係の業務について当該職員に任せがちとなり、所属内の情報共有と進捗管理が不十分であった。

- ⇒ ・関係先とのメールのやり取りについて同僚・上司をccに入れるなど情報共有を徹底する。
- ・契約案件をリスト化し、上司と担当職員が共有しつつ進捗管理を行う。

(3) 公印の管理体制が不十分

公印についての押印チェックが不十分であった。

- ⇒ ・総務部において全庁に通知を発出し、県文書管理規程に従って、課内で管守する課長印の管理及び使用状況の監視を徹底するよう注意喚起を行った。
- ・政策法務課で管守する知事印等については、当面、審査担当職員の前で押印作業を行っている職員があるときは、照合作業の手を休め、押印作業をしっかり見守ることを徹底する。

第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催日の決定について

平成30年4月20日
障がい福祉課

本年秋に開催する「第5回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」の開催日程が決定しました。
大会開催に向けて、5月21日(月)から7月6日(金)まで高校生チームの参加申込み受付を行います。

記

1 期 日

平成30年10月7日(日)

2 会 場

米子コンベンションセンター 多目的ホール(米子市末広町294番地)

3 概 要

(1) 目 的

ろう者と聞こえる人が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話の魅力や手話が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

(2) 主 催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会

(3) 共 催 鳥取県、公益社団法人 鳥取県聴覚障害者協会

(4) 特別協賛 公益財団法人 日本財団

(5) 特別協力 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

(6) 出 場 予選審査を通過した20チーム

(7) 演技内容

手話を使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、コント、落語、漫才などのパフォーマンス

(8) 大会の予選参加申込み

5月21日(月)から7月6日(金)まで ※7月19日(木) 予選審査動画の提出締切

4 交流会の開催

大会前日の10月6日(土)に、出場チーム・関係者が一堂に会する交流会をANAクラウンプラザホテル米子(米子市末広町)で開催。

5 今後の主な日程

(4月12日(木) 大会の開催日及び大会開催要項の公表)

5月21日(月) 参加申込み受付開始

7月 6日(金) 参加申込み締切

7月19日(木) 予選審査動画の提出締切

8月 2日(木)～3日(金) 予選審査会(結果発表(出場チーム決定)、演技順番・選手宣誓チーム決定)

10月 6日(土) リハーサル、交流会

10月 7日(日) 本大会(米子コンベンションセンター多目的ホール)

6 参考：過去の大会

大会名	日付	場所	参加チーム数
第1回大会	平成26年11月23日(日・祝)	鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館	41チーム(21都道府県)
第2回大会	平成27年9月22日(火・休)	米子市公会堂	47チーム(22都道府県)
第3回大会	平成28年9月24日(日)	倉吉未来中心	61チーム(30都道府県)
第4回大会	平成29年10月1日(日)	とりぎん文化会館	54チーム(27都道府県)

※本大会に出場チームはいずれも20チーム

「ウィメンズ・ヘルス・アクション宣言」について

平成30年4月20日
子育て応援課

元内閣官房参与 吉村泰典慶応大学名誉教授が代表を務めるウィメンズ・ヘルス・アクション実行委員会事務局より、同委員会が提唱する『日本全国「ウィメンズ・ヘルス・アクション」宣言プロジェクト』に関して本県への参加要請があり、これまで子育て支援や女性の活躍推進、男性の育児・介護への参加促進などに取り組んできた本県の姿勢を踏まえて、同実行委員会の趣旨に賛同し、宣言を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

【「ウィメンズ・ヘルス・アクション宣言」の概要】

1 宣言内容

○「ウィメンズ・ヘルス・アクション」宣言

「すべての女性が健やかに輝きつづける社会づくり」を目指して、ともに女性の健康を支え、生き生きとした未来を育むためのヘルスリテラシー向上推進に取り組む地域づくり・職場づくりを、ここに宣言します。

○オリジナルメッセージ

鳥取県は、国政が少子化対策に二の足を踏む中、「子育て王国」を掲げ乳児家庭全戸訪問事業や不妊治療助成を一早く導入し、女性の健康づくり、未来のパパママ育み事業、更には保育料無償化や全学年少人数学級化など、挑戦を続けてきました。「イクボス」のみならず介護を応援する「ファミボス」も創設し、鳥取県から女性が健やかに輝き、幸せを実感できる地域づくりを拓きます。

2 宣言日

平成30年2月28日

「女性が健やかに輝き続ける社会へ～ウィメンズ・ヘルス・アクションシンポジウム in 東京～」内

主 催：ウィメンズ・ヘルス・アクション実行委員会、読売新聞東京本社

会 場：東京大学「伊藤謝恩ホール」

シンポジウム来場者数：440名（定員500名）

3 モデルとして宣言を行った県

神奈川県（特徴的な取組：女性の未病プロジェクト）

三重県（特徴的な取組：イクメン推進）

鳥取県（特徴的な取組：女性活躍、子育て王国）

4 女性の健康づくりに関する平成30年度の本県の新たな取組

不妊治療（プレ・マタニティ）休暇の取得促進、不妊専門相談センターによる出張相談会の充実、イクボス・ファミボスの普及拡大・実践サポート、女性リーダー育成セミナーの実施、健康セミナーの充実等

【参考】ウィメンズ・ヘルス・アクション～女性活躍社会のヘルスケア改革宣言～とは

【主旨】 国民一人一人が、女性特有の健康課題の存在についてトータルに考え、実践・参加できる様な国民的ムーブメントの醸成を目指し、日本全国が一丸となって考えることを促すプロジェクトを展開

【実行委員会】 設 立：平成29年2月1日

代 表：吉村泰典氏（慶応大名誉教授、元内閣官房参与）

実行委員会委員：産婦人科医、国会議員、薬剤師、助産師、マスコミなど。

厚生労働省及び経済産業省がオブザーバーとして参加

えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の活動状況について

平成30年4月20日
子育て応援課

平成27年12月に開所、平成28年3月末から本格稼働（マッチング開始）を行っている、えんトリー（とっとり出会いサポートセンター）の活動状況等を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

1 平成29年度取組実績

(1) 1対1マッチング事業

- ア 成婚報告数 : 49組（会員同士24組、会員と会員外25組）
- イ カップル成立数 : 延べ330組
- ウ 登録会員数 : 748人（男性：502人、女性：246人）

(2) 婚活スキルアップ研修会開催事業

マッチング事業の事業効果を高めるとともに、県内未婚者の婚活力の底上げを目的として、えんトリー運営者への補助事業により、えんトリー登録者を対象としたスキルアップセミナーを実施した。

- ア 実施期間 : H29. 8. 20～H30. 3. 4の間に23回開催（東部12回、中部3回、西部8回）
- イ 参加者数 : 延べ262人
- ウ 研修内容 : 「プロフィール写真撮影セミナー」「体験型婚活コミュニケーション講座」等

(3) 事業所間婚活コーディネーター設置事業

異業種間、事業所間の交流を仲介するコーディネーターを配置し、2～5人程度の同性グループ同士の交流会を設定することにより、既存の人間関係を越えた新たな出会いの機会を創出した。

- ア エントリーグループ数 : 74グループ199名（男性130人、女性69人）
- イ 小規模交流会（1グループ対1グループ） : 78回開催、530名参加
- ウ 大規模交流会（多グループ対多グループ） : 3回開催、97名参加

(4) 地域全体で結婚等を応援する機運の醸成（山陰両県連携婚活応援プロジェクト）

結婚から子育てまでを地域全体で応援する機運の醸成を図ることを目的に、生活圏の重複する島根県と合同で、SNS・マスメディア等を活用したメディアミックスキャンペーン（H29. 12. 1～H30. 2. 28）を実施、カップル来店割引協賛店舗検索機能付き結婚支援サイトを作成した。

(5) 地域の婚活支援団体との連携

地域全体で連携して結婚支援を実施するため、結婚支援に関係する各主体（県・市町村・企業（事業所内婚活サポーター）・婚活イベント実施団体等）が補完し合って常に連携して支援等が実施できるよう、各主体の役割分担を整理し、えんトリーを中心としたネットワーク化を図るための会議を開催した。

(6) 企業による婚活応援の取組を促進する普及員の設置

企業・団体等による結婚支援を促進するため、企業等が主体となって事業所内の希望者に対して婚活関係のチラシを配布、事業所間交流の推進、出会いに関する情報提供等の取組を実施することを働きかける普及員を設置した。

- ア 普及員の設置 : 東部地域担当2名、中部地域担当1名、西部地域担当1名
- イ 電話連絡及び訪問企業数 : 893社（協力企業数157社、検討中企業数442社、対象者無等294社）

2 平成30年度に強化等する取組

(1) 中部拠点施設の設置

倉吉未来中心内にえんトリー倉吉センターを設置する。（4月28日開所）

(2) えんトリーへ恋来い（こいこい）キャンペーン（期間限定若年層会費割引）の実施

若年層の会員獲得、潜在的な会員の掘り起こし等のため、倉吉センター開設を記念して、20歳代の新規・更新会員の会費をキャンペーン期間（H30. 4. 1～H30. 9. 30）中、半額割引（通常1万円/2年間→5千円/2年間）を行う。

(3) 効率的な相手探し（ビッグデータシステムの導入）

より効率的に自身に合ったお相手を検索できる「ビッグデータ」システムを導入し、えんトリーのお引合せ成立数・交際成立数・成婚数増加を図る。

(4) 広域的なマッチング（島根県システムとの連携）

H30年度秋頃に島根県へ導入予定のマッチングシステムを、えんトリーと連携させ、県境を越えたより広域的な多くの出会いの機会を提供する。

(5) 企業等との連携による取組

企業等を個別訪問し、えんトリーのPRを実施する。

子育て支援員の配置状況及び保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について

平成30年4月20日
子育て応援課

平成27年度より県で認定している子育て支援員の配置状況及び平成28年6月から特例で可能としている保育士等の配置基準に係る弾力化の実施状況について、各市町村を通じて調査を実施し、その結果を取りまとめましたので報告します。

1 調査の概要

調査対象：県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブ等

調査時点：平成30年3月

調査内容：子育て支援員の配置人数、保育所・認定こども園における配置基準に係る弾力化の実施状況

2 調査結果

(1) 子育て支援員の配置人数

203人の子育て支援員が、県内の保育所等において保育や子育て支援分野の各事業に従事している。うち56人は弾力化により配置基準上、保育士・保育教諭とみなしている。

施設区分	H29	H28
保育所・認定こども園	98	44
地域型保育事業所	10	3
放課後児童クラブ	56	60
ファミリー・サポートセンター	9	12
一時預かり事業	4	7
地域子育て支援拠点事業	21	4
利用者支援事業	5	12
社会的養護施設	0	1
合計	203	143

(2) 保育士等の配置基準の弾力化の実施状況について

県内の保育所・認定こども園（全192施設）のうち、40施設で保育士等の配置基準の弾力化を実施している。

子育て支援員56名を含め、小学校教諭免許状保有者など77人が保育士・保育教諭とみなされて保育に従事している。

	H29	H28
実施施設数	40箇所	19箇所
弾力化実施施設における保育士以外の配置人数	77人	30人
子育て支援員	56人	14人
常勤で1年以上の従事経験者	10人	12人
幼稚園教諭免許状保有者	8人	—
小学校教諭免許状保有者	1人	3人
養護教諭免許状保有者	2人	1人

<実施施設の状況>

- ・早朝あるいは夕方の延長保育の対応や、クラスの保育補助に入ること、担任の負担が少しずつでも軽減できる。
- ・入園希望者や一時保育希望者の受け入れに対し、柔軟に対応できた。

<参考>

3 子育て支援員研修の概要

(1) 目的

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を平成27年度より創設し、これらの支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

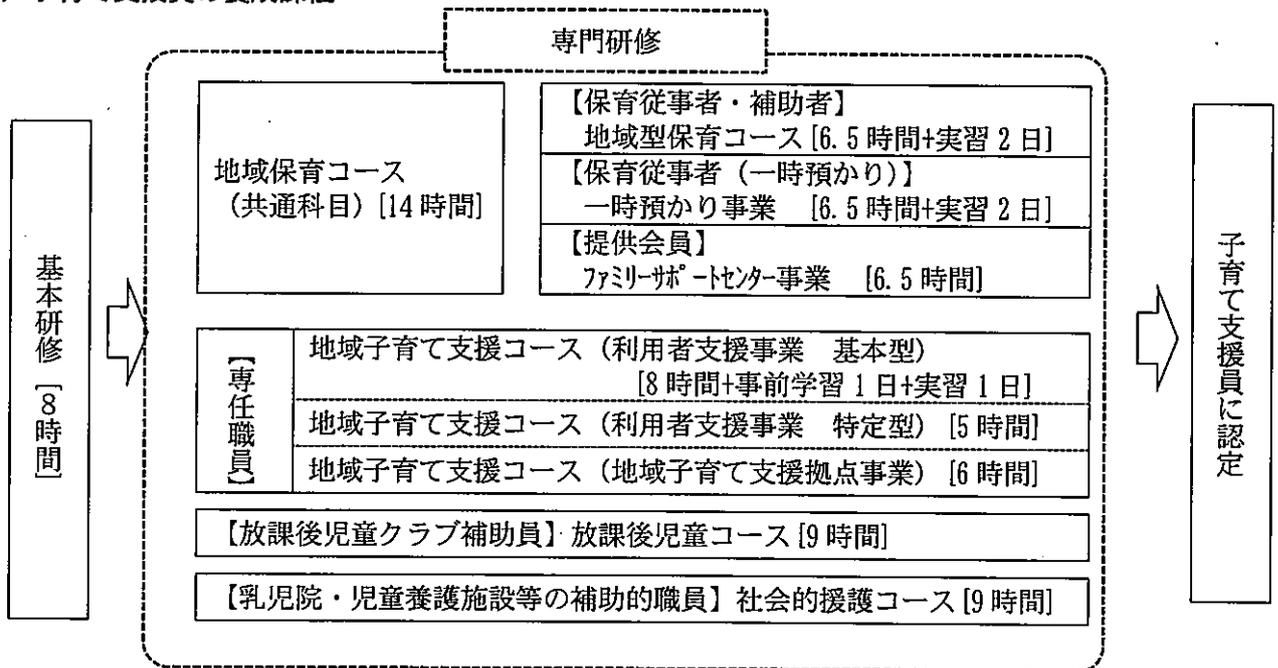
(2) 研修修了者数

(単位：人)

区分		従事する主な施設	H27	H28	H29	合計
受講者数			115	140	217	472
主な専門 研修内訳 (※)	地域型保育コース	保育所・認定こども園	38	90	179	307
	一時預かり事業	一時預かりを行う保育所等	31	24	12	67
	放課後児童コース	放課後児童クラブ	24	70	59	153

※専門研修は複数受講可能。

(3) 子育て支援員の養成課程



(4) 今年度の研修スケジュール

<前期コース>

- 6月 基本研修
- 7月 専門研修：地域保育コース（共通科目）、地域型保育コース
- 8月 専門研修：地域子育て支援コース

<後期コース>

- 11月 基本研修
- 12月 専門研修：地域保育コース（共通科目）、放課後児童コース
- 1月 専門研修：地域型保育コース、一時預かり事業（実習別途）、ファミリーサポートセンター事業、社会的援護コース

定期予防接種の広域化の開始について

平成30年4月20日
健康政策課

予防接種法に基づき市町村が実施する「定期予防接種」について、これまで原則、接種者が居住する圏域内の医療機関で接種を行っていたものを、平成30年4月1日から県内他圏域の医療機関でも接種が可能となる事業を開始しました。

1 目的等

予報接種法に基づき市町村が実施している定期予防接種について、様々な理由（長期入院、保護者の里帰り、他圏域にかかりつけ医がいる等）により、居住する圏域（東部・中部・西部）の医療機関で接種を受けることが困難な者に対して、特別な手続きを行わず、他圏域の医療機関でも接種を可能とし接種機会を確保・拡大することにより、感染症による健康被害の防止を図るもの。

※これまでは、他圏域で接種する場合、接種者が接種料金を一時負担するなどの特別な手続きが必要であった。

2 対象者等

(1) 対象者

本事業に参加する中部・西部の全14市町村に居住している者

※東部の市町については、他圏域での接種希望者が少ないことから、引き続き、個別での手続きにより実施する意向

(2) 対象とする予防接種の種類

小児の定期予防接種

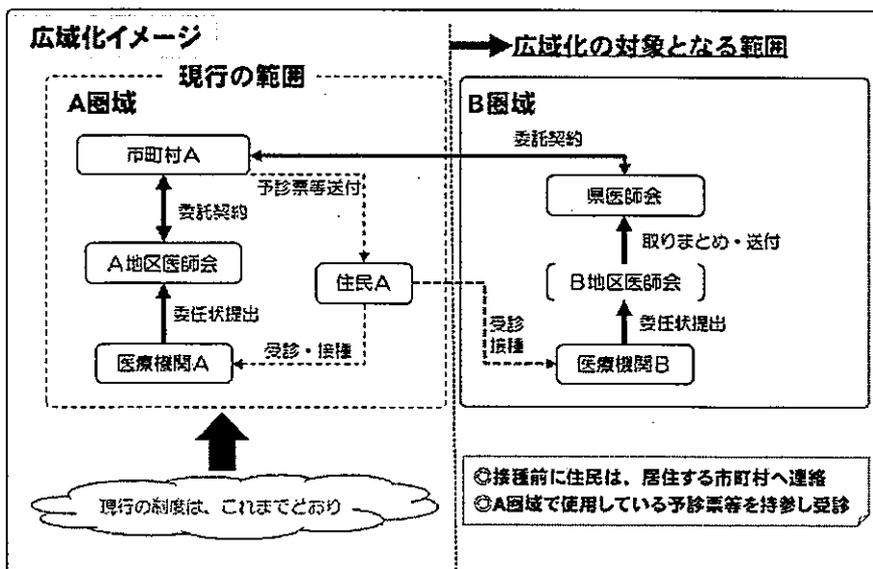
ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、結核(BCG)、
小児の肺炎球菌感染症、インフルエンザ菌b型(Hib)感染症、ヒトパピローウイルス(HPV)感染症、
水痘、B型肝炎

(3) 接種可能な医療機関

本事業に協力する東部・中部・西部の179医療機関

3 広域化の接種手続き

- ・ 広域化接種を希望する者は、居住する市町村へ連絡した後、上記2(3)の医療機関で接種
- ・ 受診時は、居住する市町村が配布している予診票を持参して受診
- ・ 接種料金の一時負担無し（医療機関へは市町村が直接支払う）
- ・ 県は、参加市町村の取りまとめ、県医師会と市町村間の接種の手続きなどの調整を実施
- ・ 本事業に参加する市町村と県医師会は、予め接種に係る契約を締結



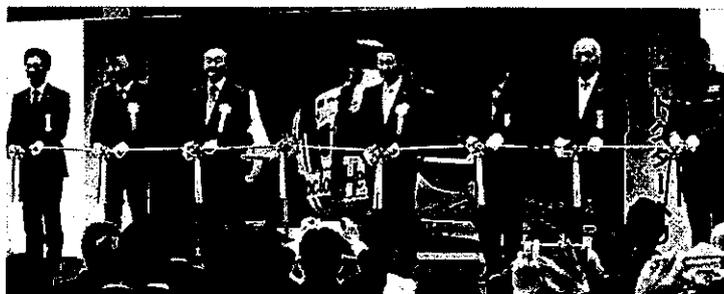
鳥取県ドクターヘリの運航開始及び運航実績について

平成30年4月20日
医療政策課

平成30年3月26日に鳥取県ドクターヘリの運航開始式を開催し、同日午後1時から正式運航を開始しました。運航開始式の概要及び運航開始後の運航実績について、以下のとおり御報告します。

1 運航開始式の概要

- 日時 平成30年3月26日
- 場所 鳥取大学医学部体育館
- 出席者数 約70名
- 内容 テープカット、ヘリスタッフ決意表明、協定締結式、機体見学等
- 締結した協定等



- ・鳥取県ドクターヘリ運航業務に係る基本協定
(締結者 関西広域連合長、鳥取大学医学部附属病院長)
- ・鳥取県ドクターヘリ運航業務に係る関西広域連合と兵庫県及び鳥取県による協定実施細目
(締結者 関西広域連合長、兵庫県知事、鳥取県知事)

2 運航実績

- 期間 運航開始日3/26から4/16まで(延べ16日) ※悪天候による出動不可日数5日を除く。
- 出動件数 9件

【運航実績概要】

(単位：件)

要請機関	要請	出動				不出動			
		現場救急	施設間搬送	出動後キャンセル	小計	運航時間外	天候不良	重複要請	小計
鳥取東部消防	1						1		1
鳥取中部消防	2	1		1	2				
鳥取西部消防	4	3			3	1			1
鳥取県医療機関	2 (中部1、西部1)		2		2				
島根県内消防本部	5 (安来2、雲南1、隠岐2)	2			2	2		1	3
合計	14	6	2	1	9	3	1	1	5

【出動実績詳細】

No.	要請日時	現場到着時刻	出動区分	年齢性別	事案場所 (場外離着陸場)	事案概要	搬送先医療機関
1	3/26 16:06	離陸後キャンセル	現場救急	90代女性	倉吉市	○心肺停止疑。 ○救急隊現着後、陸路搬送に変更し、16:14ヘリキャンセル。	—
2	3/26 16:14	16:22	現場救急	60代男性	湯梨浜町 (飛天夢広場)	○管理機(耕運機に類似したもの)の刃により両下肢受傷。 ※No.1キャンセル後、同時刻に本事案が要請され、引続き出動	鳥大病院

3	3/27 08:24	08:41	現場 救急	70代 男性	日南町 (ゆきんこ村運動公園)	○交通事故。乗員2名のうち1名 心肺停止。	鳥大病院
4	3/31 13:38	13:57	現場 救急	60代 女性	境港市 (美保飛行場)	○家の中で心肺停止状態で発見。	鳥大病院
5	4/4 12:42	13:10	施設 間搬 送	70代 男性	倉吉市 (飛天夢広場)	○発熱性好中球減少症による緊急 搬送。	鳥大病院
6	4/5 15:56	16:17	現場 救急	70代 男性	大山町 (名和総合運動公園駐 車場)	○壁の塗装中に足場を踏み外し、2 ~3m下のコンクリートに転落。 前頭部と右手関節の開放骨折。	鳥大病院
7	4/10 12:02	12:17	現場 救急	80代 男性	安来市 (中海ふれあい公園)	○屋外で倒れているところを発 見。意識障害。	鳥大病院
8	4/10 13:01	13:13	現場 救急	80代 男性	安来市 (飯梨川戸田左岸河川 敷)	○3mのはしごの上で作業をしてい て、はしごが倒れて受傷。	鳥大病院
9	4/16 10:18	10:30	施設 間搬 送	80代 女性	境港市 (境港消防署)	○意識障害、両上肢脱力を認め済 生会境港総合病院へ搬送される が、他の症状が認められたため 施設間搬送。	鳥大病院

(参考1) ドクターヘリの目的

時間が経つほど死亡率が上昇するため、以下の2点を目的とするが、究極的には死亡率減少・後遺症軽減や、県民の安心安全の確保を目的とする。

(1) 早期医療介入(現場に早期に医療を届ける)

救急医・看護師が迅速に患者に接触し、直ちに現場で救急治療を開始する。

(2) 搬送時間の大幅な短縮

時速約220kmで飛行し、搬送時間を大幅に短縮。



(参考2) 導入効果

(1) 個別事案における効果

- 救急車に比べ、①死亡率 39%減少
- ②後遺症発生率 13%減少(重症かつ後遺症ありの者)
- ③搬送時間 平均27.2分短縮

(①~③の出典: H17・18厚生労働科学研究「ドクターヘリの実態と評価に関する研究」)

○救命救急センターでの高度治療・集中治療が可能

(2) 医療体制における効果

- ④救急医療体制の重層化
 - ⑤へき地救急医療体制の強化
 - ⑥災害医療体制の強化
 - ⑦基地病院の医療スタッフ確保
- ⇒多方面で地域の医療体制の充実につながる

大阪薬科大学、鳥取県及び（公財）ふるさと鳥取県定住機構の 薬学生就職支援に関する協定の締結について

平成30年4月20日
医療・保険課

県内における薬剤師不足の解消を図るため、このたび、大阪薬科大学と就職支援協定を締結しましたので報告します。（大学、県、（公財）ふるさと鳥取県定住機構による三者協定）

今後、同大学と連携しながら、鳥取県への薬学生のIUターン就職を一層推し進めていきます。

なお、薬学系の単科大学との就職支援協定は、全国で初めての事例となります。

（薬学部のある大学との就職支援協定は、計6か所）

- 1 日時 平成30年4月19日（木）
- 2 場所 鳥取県知事公邸
- 3 出席者
大阪薬科大学 学長 政田 幹夫（まさだ みきお）
鳥取県 知事 平井 伸治
（公財）ふるさと鳥取県定住機構 理事長 森谷 邦彦

4 主な連携・協力事項（薬学部にて特化した点）

主な連携・協力事項	実施内容（想定）
○県内で行われるインターンシップ及びふるさと実習に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県が年2回（夏期及び冬～春期）に実施するインターンシップ（就業体験）に薬学生の参加の呼びかけ。 ・ 5年生時に義務付けられている実務実習（計22週間：病院11週、薬局11週）について、県内での実習（ふるさと実習）への協力。 ※ 過去の実績として、本県におけるインターンシップ及びふるさと実習により、県内就業に結びつきやすい傾向がある。
○Uターン就職に関心を抱く県内の高校生の大学就学支援に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結後は、Uターン就職に関心を抱く県内の高校生の大学就学の支援措置を検討される予定。
○県内で行われる高校生薬学部進学セミナー等の開催に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県が実施している高校生・保護者等向けの薬学部進学セミナーに大学講師を派遣して、薬科大学の特徴、将来性などを紹介。 ※ 高校生・保護者に薬学部進学への動機付けを図る。

※ その他、学生等に対する県内の薬剤師就業先情報の周知、大学で行われる合同企業説明会への参画などを連携して実施します。

<参考>

大阪薬科大学の概要（平成30年4月1日時点）

1) 基本情報

- ・ 所在地 : 大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
- ・ 創設 : 1904年設立（薬科大学としては伝統校）
- ・ 運営法人 : 学校法人大阪医科薬科大学
医学・薬学・看護学の専門職連携教育に注力。
- ・ 在籍学生数 : 1,898名 うち本県出身者数32名
（全国の薬学部（75校）のうち、本県からの進学者数が4番目に多い）
- ・ その他 : 本県高校に対して指定校推薦枠（2校、各1名）を設置済。

2) 本協定締結の経緯

○同大学は、ここ数年、本県が実施する高校生向けの薬学部進学セミナーへ大学紹介ブース等の参加があり、これらを通して本県の薬剤師確保事業に興味を持たれたことから協定締結のアプローチを受ける。

○その後、本県のIUターンを推進する（公財）ふるさと鳥取県定住機構を交えて意見交換を重ね、協定締結に至ったもの。

大阪薬科大学、鳥取県及び公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構の 就職支援に関する協定書

大阪薬科大学（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下「丙」という。）は、鳥取県の地域医療を支える薬剤師の育成・確保に向け、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、薬剤師を目指す学生の鳥取県内（以下「県内」という。）へのI J Uターン就職への関心を高める取組、将来的に薬剤師としてUターン就職することに関心を抱く県内の高校生の大阪薬科大学への就学に資する取組等を通じて、学生の県内へのI J Uターン就職の促進を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力する。

- (1) 学生や保護者に対する県内の薬剤師就業先情報、各種就職イベント等の周知に関すること。
- (2) 大学内で行われる合同企業説明会等の開催に関すること。
- (3) 県内で行われるインターンシップ及びふるさと実習に関すること。
- (4) 県内の薬局・病院等と大学による活動に関すること。
- (5) 薬剤師としてUターン就職に関心を抱く県内の高校生の大学就学支援に関すること。
- (6) 県内で行われる薬学部進学セミナー等の開催に関すること。
- (7) その他、学生の県内へのI J Uターン就職に関し、三者が有益と認めること。

（連絡調整）

第3条 甲、乙及び丙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から知り得た情報について、本協定期間中はもとより終了後も第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合及び既に公知となっている情報はこの限りでない。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成31年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間の満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれの当事者からも更新しない旨の特段の意思表示がなされないときは、本協定の有効期間は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲、乙及び丙が別途協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、3者署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年4月19日

甲 大阪府高槻市奈佐原4丁目20番1号
大阪薬科大学
学長 (政田 幹夫)

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 (平井 伸治)

丙 鳥取県鳥取市扇町7
公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構
理事長 (森谷 邦彦)

個人情報等を含む書類の誤送付について

平成30年4月20日
西部総合事務所福祉保健局

西部管内において、特定医療費（指定難病）受給者（1,998名）に対し更新申請書類を送付した際、うち2名に対し、誤って他者に係る個人情報書類等を送付した事案が判明しました。

このことを受けて、関係者に謝罪するとともに、個人情報等の適切な管理について注意喚起及び再発防止を徹底する措置を行いました。

1 事案の概要

- 事案1** 特定医療費受給者（A氏）に対し、他の治療費助成受給者（B氏）に係る支給額調書を送付
事案2 特定医療費受給者（C氏）に対し、介護事業者（D法人）から受信したファクシミリを送付

	事案1	事案2
事実判明日時	3月20日（火）午前11時頃	3月20日（火）午後7時頃
発覚の経緯及び対応	A氏が書類一式を持参し来所。「診断書様式の最終頁に別人の個人情報書類が添付されている」旨の申し出。その場で謝罪し書類回収。	事案1を受けて、同様の誤送付の可能性のある者に対して電話確認した際に発覚。C氏に対し、訪問により謝罪及び書類回収。
誤送付した書類	他の治療費助成金支給額調書（住所、氏名、助成金の名称、交付決定額を記載）	施設利用者に係る報告書（個人情報の記載なし）
発生原因	課内の複合機を使用し、診断書様式の印刷を終えたタイミングで、他の職員がパソコンからのデータ送信により支給額調書を出力し、そのことに気付かず合わせてホッチキス綴じしたものを発送。	事案1同様、印刷を終えたタイミングでD法人から受信したファクシミリが出力され、そのことに気付かず合わせてホッチキス綴じしたものを発送。

2 対応状況

- (1) B氏に対し、3月20日（火）午後6時頃、西部福祉保健局職員が電話により状況説明及び謝罪を行うとともに、再発防止策について説明した。
- (2) D法人に対し、3月22日（木）午前11時30分頃、西部福祉保健局職員が訪問し、状況説明及び謝罪を行うとともに再発防止策について説明した。
- (3) 発覚直後から、他の書類が混入した可能性がある者に対して、同様の誤送付が生じていないか電話連絡等により確認を行った。

3 再発防止策

- (1) 発送作業等における無関係な書類の混入の有無を含め、複数の職員により十分なチェックを行うよう改めて徹底する。
- (2) パソコンからのデータ送信により個人情報書類等を印刷する際には、セキュリティプリント機能等を使用し、担当者以外の職員が扱うことができない処理を行うよう徹底する。
- (3) ファクシミリ、コピー、パソコンからの印刷文書が出力時に紛れることのないよう、それぞれ別のトレイに出力されるよう複合機の仕様を変更した。